解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

福岡市南区塩原四丁目二八番一三号

有限会社博多樫材工業所

清算人　松田　信高

解散公告

当社は、平成二十三年三月二十八日開催の株主総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

熊本県熊本市八景水谷一丁目二三番二一号

有限会社旭水道

清算人　嶋村　健

解散公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

別府市立田町五番五号

別府市旅客自動車事業協同組合

清算人　山口　巧

解散公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

大分県別府市立田町五番五号

別府市旅客自動車事業協同組合

清算人　山口　巧

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年二月二十五日開催の臨時総代会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

大分市西鶴崎一丁目五番一六号

鶴崎地区旅客自動車事業協同組合

清算人　福本　忠男

解散公告（第一回）

当社は、平成二十二年十二月二十三日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年三月三十日愛知県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

愛知県名古屋市中村区中村本町一丁目二番地の二

学校法人山広女子学園

清算人　山田　廣嗣

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の第八回通常総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

愛知県名古屋市東区東桜二丁目一一番一六号　西川ビル七Ｆ

特定非営利活動法人ＮＰＯ新産業創造研究会

代表清算人　西川　輝男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年三月十五日三重県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

三重県志摩市阿児町鵜方三〇九八番地二二

志摩市土地開発公社

代表清算人　柴原　時男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

滋賀県大津市末広町一〇番三号

特定非営利活動法人滋賀県映画センター

清算人　林　浩一郎

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年三月二十九日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

広島県三原市久井町和草六一五番地一

久井町久井東土地改良区

清算人代表　橋本　富三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

高知市赤石町五一番地　財団法人旭愛育会

代表清算人　窪田　顕臣

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

宮崎市大字瓜生野字垂門三七一一番地

特定非営利活動法人宮崎環境資源ネットワーク

清算人　小川　次郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

埼玉県坂戸市関間三丁目一番六―三号

特定非営利活動法人Experience Aid

清算人　田中　博史

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存立期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

千葉県船橋市湊町二丁目一〇番二五号

財団法人船橋市緑の基金

代表清算人　中村　章

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

茨城県水戸市笠原町九七八番六

財団法人茨城県勤労者余暇活用事業団

清算人　岩間　伸博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

秋田県秋田市中通六丁目七番三六号

秋田県勤労者住宅生活協同組合

代表清算人　中村　悦郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月二十五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

福島県福島市杉妻町五番七五号

社団法人福島県石楠会

代表清算人　長澤　榮治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

千葉県松戸市金ケ作二七七番地の四

財団法人松戸市生きがい福祉事業団

清算人　安井　逸郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十八日

東京都世田谷区尾山台一丁目一五番二三号

正求堂財団

代表清算人　増島　道雄